

県南広域振興局長告示第 118 号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成 8 年岩手県告示第 980 号）で告示した宮守村砥森山鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成 18 年 10 月 27 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

変更後の宮守村砥森山鳥獣保護区の区域の表示 遠野市地内の国道 107 号と国道 283 号との交点を起点とし、起点から国道 107 号を西に進み遠野市と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み国有林岩手南部森林管理署遠野支署 106 林班い<sub>5</sub>、り<sub>4</sub>及びか小班と国有林岩手南部森林管理署遠野支署 106 林班は<sub>1</sub>、に<sub>1</sub>、い<sub>4</sub>、ろ<sub>3</sub>及びろ<sub>2</sub>小班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林と民有林の境界との交点に至り、同点から国有林岩手南部森林管理署遠野支署 106、105 及び 104 林班の境界を北に進みさらに西に進みさらに北に進み市道向田瀬線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み一般県道下宮守田瀬線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み市道笠平線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道 283 号との交点に至り、同点から同国道を東に進みさらに南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域